

力道山

子供の頃、プロレス中継は最高に幸せな時間だった。外国人レスラーと力道山との戦いに一喜一憂した。デストロイヤーとの4の字固め合戦、ルーテーズのバックドロップと力道山の河津掛けの攻防は血わき肉おどる瞬間だった。

高1の時そんな力道山が急死した。信じられないような気持ちで落ち込み、立ち直るのには時間がかかった。その後、一念発起して身体を鍛えることにした。毎日の腹筋運動でお腹に何本かのくびれが出来たりしたが、力道山にはなれなかった。



(竹内)

税抜き処理か税込み処理か

現在、消費税率アップをめぐって政治が紛糾しておりますが、仮に消費税率があがるとなれば、今までの消費税実務を見直す必要があるケースも予想されます。

消費税の会計処理「**税込み経理**」と「**税抜き経理**」の選択もその一つ。

税込み経理…取引を消費税込で記帳する方法

税抜き経理…取引のうち消費税部分を区分し「仮受・仮払消費税等」として記帳する方法

税込み経理のメリット

- ◆ 簡単

税抜き経理のメリット

- ◆ 交際費のうち、法人税の計算上、経費と認められない額が少なくなり有利
- ◆ 30万円未満の少額減価償却制度などの判定基準が税抜き金額となり、適用しやすくなり有利
- ◆ 建物など高額な固定資産を買った場合、税込み経理だと消費税部分が減価償却計算を通じて、長年かけ経費になるのに対し、税抜き経理であれば買った年度に経費となり、早期に費用化でき有利

事務が簡単なため税込み経理を選択されている方も、消費税率がアップした場合には税抜き経理のメリットがさらに大きくなることから、税抜き経理を選択することを検討されてみてはいかがでしょうか？

(大寺)

【凝縮版】平成 24 年度労働・社会保険関係改正（動向）

－4月4日開催・さくら研修会より－

1. 保険料率変更
 - ・健康保険（協会けんぽ徳島）**10.08%**
 - ・介護保険 1 号（65 歳以上・各市町村別）
 - ・雇用保険 **135/1000**（一般）**165/1000**（建設）**155/1000**（農林水産・清酒製造）
 - ※変更月…健康・介護保険 2 号 ⇒ 3 月～（4 月納付分）
 - …労災・雇用保険 ⇒ 4 月～
 - ・介護保険 2 号 **1.55%**
 - ・労災保険（業種により異なる）
2. 協会けんぽ関係
 - ①高額療養費・限度額適用認定証（外来診療に利用可）
 - ②被扶養者資格の再確認 5 月末～7 月予定
3. 年金関係
 - ・公的年金支給額⇒0.3%引き下げ（4 月～）
 - ・国民年金保険料 14,980 円（4 月～）
 - ・国民年金保険料納付可能期間⇒10 年間に延長（平成 24 年 10 月 1 日～3 年間に限り）
4. 育児・介護休業法改正（労働者 100 人以下の**全事業主**にも適用開始・7 月 1 日～）
短時間勤務・残業時間の制限・介護休暇⇒就業規則見直し要
5. 最低賃金⇒**647 円/時**（平成 23 年 10 月 15 日～）
6. 派遣法改正
 - ①30 日以内の短期派遣禁止
 - ②派遣料金と賃金の差額の比率を公開
 - ③同一グループ企業内への派遣割合を 8 割以下に…等
7. 労災認定基準の見直し（精神疾患）⇒ 労災認定迅速化 ⇒ 労災認定増加へ…予想される
8. 障害者雇用促進法…法定雇用率 1.8%確保できない → 納付金制度 ⇒ 50,000 円/月納付
労働者 201 人以上（現在）⇒**101 人以上（平成 27 年 4 月～）**に変更
9. 子ども手当⇒児童手当（名称変更）※6 月以降所得制限（高額者）適用あり
10. **社会保障改革（案） 平成 27 年 10 月より実施か？**
 - ①パートタイマーの社会保険被保険者範囲の拡大
 - ②年金の受給資格期間 25 年→10 年
 - ③高所得者基礎年金最大半減
 - ④低所得者基礎年金月 6,000 円加算
 - ⑤産休中保険料免除

（竹内政代）

5月の社会保険労務

- 10 日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満・請負金額19000万円未満の工事>（労働基準監督署）
- 31 日 健保・厚年の保険料納付（郵便局または銀行）
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付（使用）状況報告書提出（年金事務所・公共職業安定所）

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（老齢・通老）受給権者（誕生月を迎える者）現況届
旧国民年金（障害・母子・遺児・寡婦）受給権者現況届
労災年金受給権者（1月～6月誕生月の者）定期報告（労働基準監督署）

※ 児童福祉週間（5日～11日）

5月の税務

- 1 特別農業所得者の承認申請
申請期限…5月15日
- 2 個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知
(1)通知方法…特別徴収義務者経由、納税義務者への通知
(2)通知期限…5月31日
- 3 自動車税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 4 鉦区税の納付
(1)賦課期日…4月1日
(2)納期限…5月中において都道府県の条例で定める日
- 5 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…5月10日
- 6 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税>
申告期限…5月31日

- 7 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…5月31日
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…5月31日
- 9 9月決算法人の中間申告
<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）
申告期限…5月31日
- 10 消費税の年税額が 400 万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…5月31日
- 11 消費税の年税額が 400 万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2ヵ月分、個人事業者は3ヵ月分）<消費税・地方消費税>
申告期限…5月31日
- 12 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付
納期限…5月31日

建設係

県内建設業者格付発表

徳島県から平成24年度県内業者の格付が発表されました。

技術者条件・完成工事高条件に変更はありませんが、昨年の経営事項審査改正で、「建設機械の保有」「ISO認証登録」が客観点数において評価されることに伴い、主観点数の項目から「保有機械器具等」「ISO認証取得」が削除され、「経営基盤の強化あるいは新分野進出」「各種表彰」などの項目が追加変更されました。

なお、格付点数について土木一式工事の特Aが1305点以上→1294点以上、Aが725点以上→722点以上と前年に比べ微減する一方、建築一式工事については特Aが937点以上→992点以上、Aが715点以上→748点以上と大幅に上昇しております。

平成25年度実施分から格付けの見直しが行われ、詳細については次月以降さくら通信にてお知らせいたします。

(岸上)

資産税係

こんな場合にも贈与税がかかります

物をもらったという認識がないのに、贈与税がかかる場合があります。例えば、次のような場合、贈与税の対象となりますので、ご注意ください。

- ① 夫に収入があり妻が専業主婦の場合で、夫が住宅購入資金(頭金および住宅ローン)をすべて負担したにも関わらず、住宅の名義を夫1/2、妻1/2の共有とした場合。→この場合は、夫から妻への贈与と判断されます。
- ② 逆に、共働きの夫婦が二人の収入で貯金したお金と住宅ローンをもとに住宅を購入したにも関わらず、住宅を夫単独名義にした場合。→この場合は、妻から夫への贈与と判断されます。
- ③ 親の所有する土地を時価よりも低い価額で息子に売り渡した場合。→この場合は、時価と売買価額の差額を親から子への贈与と判断されます。
- ④ 親が保険料を負担していた養老保険の満期金を息子が受け取った場合。→この場合は、親から子への贈与と判断されます。

(坂田)

リスパネ委員会

経営者が万一の場合に必要な資金シリーズ

企業防衛のための資金①**運転資金** ～円滑な事業継承のために～

運転資金の大半は従業員の給与等の人件費に関わる資金です。

経営者が万一死亡されたとき、従業員の月間給与を何か月分用意しておくのか、考慮する必要があります。

運転資金の計算 = 月間固定費 × 準備期間

月間固定費＝従業員の月間給与総額

それ以外にも、事務所家賃、水道光熱費等の維持費が必要となる場合も出てきます。月間固定費の算出は企業それぞれで違ってきますので、関与先様の実状に即した数値を算出させていただきます。

(井村)

医療係

病医院・歯科医院の消費税

病医院や歯科医院が受け取る料金のうち、健康保険法などの規定によって行う療養、医療、施設療養などに関するものは、社会政策的な見地からほとんどは消費税がかかりません。

ただし、医療サービスの中でも、以下のようなものには消費税がかかります。

- ① **健康保険が利用できない医療等**
例：美容整形、健康診断や人間ドック、診断書作成料など
- ② **社会保険医療等であっても課税となるもの**

社会保険医療等であっても、患者様が以下の例のようなサービスの提供を希望した場合には、健保点数表により算定される金額までは非課税ですが、その金額を超えるために患者様が支払う、差額部分の治療費については課税となります。

例：差額ベッド代、予約診察代、時間外診察代、入院給食費など

「病医院、歯科医院へ払う＝消費税はからない」と思われている患者様に対して、今後消費税率が引き上げられた時には、周知が必要かもしれません。

(後藤)

会計制度

□■□ 「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表について □■□

中小企業関係者が主体となり、中小企業庁及び金融庁が事務局となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」から、「中小企業の会計に関する基本要領」（平成24年2月1日公表）を広く普及させ、その活用を促進するための方策をまとめた最終報告書が、平成24年3月27日付けで公表されました。

主な普及・活用策	
広報・普及	パンフレット配布・研修等開催
作成支援	会計専門家による相談、指導
	中小企業関係団体による記帳指導・窓口相談
優遇制度	日本政策金融公庫は、「中小会計要領」適用・活用企業に対する金利優遇制度を創設・拡充
	中小企業庁は、補助金採択にあたっては、「中小会計要領」に従った計算書類の提出があった場合には一定の評価を行う。

従来からお伝えしている通り、指針は難しすぎる、もっと簡単な基準を！との現場からの声を反映したのが今回公表された「中小会計要領」です。

将来、「中小会計要領」が普及するかどうかは、上記の優遇制度の具体的な内容次第ではないでしょうか？
（渡邊）

研修会を開催しました！

<講師のご紹介>

「労働法・社会保険法 改正のポイント」について
さくら社会保険労務士法人
社会保険労務士 竹内政代

「最近の税制改正と今後の行方」について
さくら税理士法人
公認会計士・税理士 大寺健司



<研修会の様子>



ご参加いただきました皆様、
ありがとうございました。
次回も皆様にご満足いただけるよう更に
進化した研修会を開催したいと考えて
おりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181